

防衛大臣の記者会見により SOP の
施行について
※主要な部分のみ抜粋

小売セクターの開設

- その正当性について、NSC 特別セッションは昨日、特に小規模企業の経済的持続可能性を確保するために、残りの小売業セクターを開放することに合意しました。
- これらのセクターは次のとおりです。
 - 衣料品、ファッション、アクセサリー
 - 靴屋
 - 写真店/写真サービス
 - 中古品店
 - フラワーショップ/保育園
 - 手工芸品や土産物店
 - アンティークショップ
 - おもちゃ屋
 - カーペット店
 - クリエイティブコンテンツストア/クリエイティブ産業機器
 - アウトドアショップ
 - スポーツ用品店
 - 家電製品と台所用品
 - 化粧品、スキンケア、香水店
 - タバコ屋
 - 車両アクセサリーショップ
 - レストラン（外食）
- これらのセクターの開設に関する一般的な SOP は次のとおりです。
 - 消毒と洗浄のプロセスは、1 日 3 回実行されます。
 - 従業員と顧客に、敷地内でフェイスマスクを着用するように要求します。
 - 体温が 37.5°C 以上のお客様は、敷地内に立ち入ることはできません。
 - 入り口には手指消毒剤があり、敷地内に入る前に必ず使用してください。
 - 敷地内外の確実な顧客管理。
 - 従業員と顧客を手動または MySejahtera アプリケーションで記録さ

れていることを確認します。

- 1メートルのソーシャルディスタンス。
- 一度に敷地内の顧客の数を制限します。
- 電子的に支払いを行うことを奨励します。
- 衣料品店の場合、施設の所有者は、衣料品を選択するために顧客に使い捨て手袋を提供する必要があります。
- 化粧品、スキンケア、香水店の場合、取引活動のみが許可されています。対面での相談や美容テストの使用は許可されていません。
- フォトショップ/写真サービスの場合、スタジオの使用には1人の顧客と1人の写真家のみが関与します。撮影スタジオ（パスポート、ビザ、ライセンス写真サービスを除く）の使用は許可されていません。
- この許可は2021年2月10日に開始されます。
- 許可された最初のリストは、KPDNHEP および MKN の Web サイトを参照できます。
- 随時変更がある場合、リストは KPDNHEP によって発表されます。
- 食品の販売活動は、午前6時から午後10時まで、食事、持ち帰り、ドライブ、または配達によって許可されます。
- 外食は、テーブルごとに2人に制限されており、少なくとも1メートルのソーシャルディスタンスの確保が必要です。
- レストランのオーナーは、許可された施設に少なくとも1人の従業員を割り当てる必要があります
 - 敷地内外の顧客管理を確保
 - 従業員と顧客の出席が記録されていることを確認
 - 敷地内での1メートルの物理的距離
 - 一度に敷地内の顧客の数を制限
- この許可は明日、2021年2月10日に発効します。